

正会員の承認に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、公益社団法人「小さな親切」運動本部（以下、「運動本部」という。）正会員の入会の承認に関し必要な事項を定める。

(入会)

第2条 正会員に入会を希望する個人、法人は、所定の申込用紙に必要事項を記入して入会を申請するが、会費は理事会の承認を受けた後に所定の口座に振り込むものとする。

2 理事会は、第4条各号のいずれかに該当する等、入会が適当でないと判断する場合には、当該申請を認めないことができる。

(手続き)

第3条 正会員の加入についての承認は理事会で行うが、理事会が開催されない月に関しては、代表及び副代表に承認を一任し、その結果を理事会に報告するものとする。

(入会の不承認及び退会)

第4条 正会員入会希望者が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会は正会員の加入を認めない。又正会員となっている者は、退会させることができる。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員
- (3) 暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者
- (4) 暴力団準構成員
- (5) 暴力団関係企業
- (6) 総会屋等、社会運動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等
- (7) その他これらに準ずるもの
- (8) (1) から (7) までのいずれかに該当する者（以下、「暴力団員等」という。）が経営を支配していると認められる関係を有するもの
- (9) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有するもの
- (10) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有するもの
- (11) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をし

ていると認められる関係を有するもの

(12) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有するもの

(13) 運動本部の名誉を傷付け、信用を害し、もしくは品位を汚し、又はその恐れがある行為をおこなったとき

(14) その他、会員として不適格と認められるとき

(会費の返還)

第5条 正会員が入会申請に伴って会費を払い込んだ後、当該申請が理事会で承認されず入会できなかった場合には、入会申請者に会費を返還する。

2 正会員が年度の途中で退会となった場合には、会費を返還しない。

(報 告)

第6条 専務理事は、入退会等について理事会に報告しなければならない。

(変 更)

第7条 この細則の変更は理事会において行う。

附 則

この細則は、平成28年4月1日から適用する。